

砂川市総合戦略推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の施策の推進及び検証において、市民等の意見を幅広く反映させるため、砂川市総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総合戦略の推進及び施策の検証に関する事項
- (2) 総合戦略の見直しに関する事項
- (3) その他総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、住民及び産業、教育、金融、労働等の分野における有識者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部政策調整課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 委員会の設立した年度に委嘱された委員の任期については、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。